

墨田区消費者ニュース

令和3年11月発行 第180号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



**令和4年4月から
成年年齢が18歳に引き下げられます！**

**成年になってから消費生活で困らないために、
今のうちに「契約」について学んでおきましょう！**

令和4年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

未成年者は取引の知識や経験が不足し、判断力も未熟であることから法律で保護されていますが、成年に達すると、親の同意を得ずに自分の意志で様々な契約ができるようになります。つまり、契約を結ぶかどうかを自分で決め、その契約についての責任も自分で負うこととなります。

成年に達したばかりの若者が狙われる！？

未成年者の消費者被害を抑制する役割をもつ【未成年者取消権】(1)は成年に達すると同時に行使できなくなります。そのため、法律による保護がなくなったばかりの18歳が、悪質商法などのターゲットになるのではないかと懸念されています。

スマホやSNSの情報をきっかけに、好奇心やアルバイト感覚から、社会経験の少ない若者がトラブルに巻き込まれるケースは今でも少なくありません。

困ったときには、一人で悩まずに、家族や消費生活センターなど信頼できる人に相談しましょう。

- 1 (未成年者が契約をするには、原則として親権者や未成年後見人などの法定代理人の同意が必要です。法定代理人の同意のない契約は、一定の場合を除いて取り消すことができます。)

困ったときは、「すみだ消費者センター」にご相談ください！

相変わらずスマートフォンを利用した架空請求が続いています。ご注意を！

【相談事例】

スマートフォンのSMS（ショートメッセージ）に「有料デジタルコンテンツの未納料金があります。本日中に下記の電話番号に連絡がいただけない場合は、法的手続きに移行させていただきます。」と届き、身に覚えがなく確認しようと思い電話した。

本人確認として名前と住所を尋ねられ答えたところ「以前、登録した有料コンテンツが無料期間中に退会されておらず、29万円の料金が未納である。本日中に振り込みしなければ、法的手続きをおこなう。」と言われた。

「家族に相談してからまた連絡します。」と言って電話を切っている。今後の対処法について知りたい。

【アドバイス】

ここ最近、以前からあったSMSを使った架空請求の相談が多く寄せられています。相談の中には実在している通信会社や通信販売会社に成りすまして送られてくるものもあります。

この事例については、再度、相手に連絡はしないこと、また、相手から電話がかかってきた場合は、話はせずすぐに切るように伝えました。

身に覚えのない請求メールについては、相手に連絡する前に消費者センターまでご相談ください。

すみだ消費者センター相談室



■相談日……月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地……墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

